

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

ア 許可を要する施設数

(平成31年3月31日現在)

区 分		総 数	江 田 島 市						
計		493	493	-	-	-	-	-	-
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	98	98						
	仕出し・弁当	38	38						
	旅館	6	6						
	その他	66	66						
菓子（パンを含む）製造業		25	25						
乳・処理業		-							
特別牛乳搾取処理業		-							
乳製品製造業		-							
集乳業		-							
魚介類販売業		81	81						
魚介類競り売り営業		-							
魚肉練り製品製造業		1	1						
食品の冷凍または冷蔵業		10	10						
缶詰又は瓶詰食品製造業 （上記および下記以外）		1	1						
喫茶店営業		20	20						
あん類製造業		-							
アイスクリーム類製造業		2	2						
乳類販売業		60	60						
食肉処理業		1	1						
食肉販売業		49	49						
食肉製品製造業		-							
乳酸菌飲料製造業		-							
食用油脂製造業		2	2						
マーガリン又はショートニング製造業		-							
みそ製造業		3	3						
しょう油製造業		7	7						
ソース類製造業		-							
酒類製造業		2	2						
豆腐製造業		3	3						
納豆製造業		-							
めん類製造業		3	3						
総菜製造業		11	11						
添加物（法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る）製造業		-							
食品の放射線照射業		-							
清涼飲料水製造業		2	2						
氷雪製造業		2	2						
氷雪販売業		-							

イ 許可を要しない施設数（食品関係条例対象施設を含む）

（平成31年3月31日現在）

区 分		総 数	江 田 島 市						
計		474	474	-	-	-	-	-	-
給 食 施 設	学 校	3	3						
	病 院 ・ 診 療 所	6	6						
	事 業 所	2	2						
	そ の 他	13	13						
乳 搾 取 業		10	10						
食 品 製 造 業		129	129						
野 菜 果 物 販 売 業		77	77						
総 菜 販 売 業		60	60						
菓 子（パンを含む）販 売 業		74	74						
食 品 販 売 業（上 記 以 外）		84	84						
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く）の製造業		1	1						
添 加 物 の 販 売 業		9	9						
氷 雪 採 取 業		-							
器具・容器包装，おもちゃの製造業又は販売業		6	6						

ウ 食品関係条例対象施設数（許可を要しない施設の再掲）

（平成31年3月31日現在）

区 分		総 数	江 田 島 市						
計		195	195	-	-	-	-	-	-
加 工 水 産 物 販 売 業		73	73						
加 工 水 産 物 製 造 業		27	27						
魚 介 類 等 行 商 業		11	11						
か き 作 業 場	一 類	67	67						
	二 類	17	17						

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況

(平成30年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	16	64	1,340
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	2	8	
	集団給食	大量調理施設	3	12	
3回	食品製造業	県特産品(かき処理施設)	75	225	
		規格基準のある食品(魚肉練製品、清涼飲料水等)	14	42	
2回	食品製造業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	16	32	
	食品製造業	上記以外の製造業	44	88	
	飲食店営業	仕出し弁当、旅館	85	170	
1回	飲食店営業	学校、病院、社会福祉施設	21	21	
		飲食店営業(一般食堂)	105	105	
	食品販売業	食肉、魚介類、乳類販売	198	198	
1回/2年	上記以外	飲食店営業(その他)	68	34	
1回/3年	上記以外	加工水産物販売	77	23	
1回/4年	上記以外	喫茶1類、3類	5	1	
1回/5年	上記以外	氷雪販売、喫茶2類、行商、上記以外の許可外販売	255	51	
合 計			984	1,074	1,340

※ 対象要件については、必要に応じ各所で記載

(3)食品衛生監視指導状況

ア 許可を要する施設に対する監視指導状況

(平成30年度)

区 分		施 設 数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		508	442	-
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	105	64	
	仕出し・弁当	40	76	
	旅館	6	4	
	その他	68	21	
菓子（パンを含む）製造業		21	16	
乳 処 理 業				
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業				
乳 製 品 製 造 業				
集 乳 業				
魚 介 類 販 売 業		81	70	
魚 介 類 競 り 売 り 営 業				
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		1	2	
食 品 の 冷 凍 ま た は 冷 蔵 業		10	25	
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業 (上 記 お よ び 下 記 以 外)		1		
喫 茶 店 営 業		23	8	
あ ん 類 製 造 業				
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		2	6	
乳 類 販 売 業		64	42	
食 肉 処 理 業			4	
食 肉 販 売 業		53	38	
食 肉 製 品 製 造 業				
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業				
食 用 油 脂 製 造 業		2	2	
マーガリン又はショートニング製造業				
み そ 製 造 業		3	3	
し ょ う 油 製 造 業		6	21	
ソ ー ス 類 製 造 業				
酒 類 製 造 業		2		
豆 腐 製 造 業		3	12	
納 豆 製 造 業				
め ん 類 製 造 業		4	5	
総 菜 製 造 業		9	21	
添加物（法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る）製造業				
食 品 の 放 射 線 照 射 業				
清 涼 飲 料 水 製 造 業		2	1	
氷 雪 製 造 業		2	1	
氷 雪 販 売 業				

(注)施設数は、平成30年3月31日現在である。

イ 許可を要しない施設に対する監視指導状況（食品関係条例対象施設を含む）

（平成30年度）

区 分		施 設 数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		476	898	2
給食施設	学 校	3	12	
	病 院 ・ 診 療 所	6	14	
	事 業 所	1	4	
	そ の 他	14	23	
乳 搾 取 業		10	-	
食 品 製 造 業		127	550	2
野 菜 果 物 販 売 業		77	68	
総 菜 販 売 業		60	29	
菓 子（パンを含む）販 売 業		74	59	
食 品 販 売 業（上 記 以 外）		87	77	
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く）の製造業		1	-	
添 加 物 の 販 売 業		9	40	
氷 雪 採 取 業		-	-	
器 具・容 器 包 装、おもちゃの製造業又は販売業		7	22	

（注）施設数は、平成30年3月31日現在である。

ウ 食品関係条例対象施設に対する監視指導状況（許可を要しない施設の再掲）

（平成30年度）

区 分		施 設 数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		197	606	2
加 工 水 産 物 販 売 業		77	62	
加 工 水 産 物 製 造 業		25	46	
魚 介 類 等 行 商 業		11	1	
か き 作 業 場	一 類	67	391	2
	二 類	17	106	

(4) 食品収去検査状況

(平成30年度)

区 分		収去試験検体数	不良検体数	不良理由
総 数		375	2	
食 品	小 計	375	2	
	魚 介 類	183	2	E. coli
	冷凍食品			
	無加熱摂取冷凍食品			
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品			
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品			
	生食用冷凍鮮魚介類			
	魚介類加工品(かん詰・びん詰を除く)			
	肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)			
	乳 製 品			
	乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)			
	アイスクリーム類・氷菓			
	穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	10		
	野菜類・果物及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	60		
	菓 子 類	6		
	清 涼 飲 料 水			
	酒 精 飲 料			
	氷 雪			
	水	21		
	かん詰・びん詰食品	6		
	その他の食品	89		
	添加物及びその製剤			
	器具及び容器包装			
	おもちゃ			
乳	小 計	-	-	
	生 乳			
	牛 乳			
	低 脂 肪 牛 乳			
	加 工 乳			
	その他の乳			

(5) 集団食中毒発生状況

(平成30年)

No	発生年月日	発生場所	喫食者数	有症者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	喫食場所	事件の概要	発生要因
1	該当なし										
2											
3											
4											

(注) 集団食中毒: 有症者数が6名以上の食中毒

生活衛生対策等

(1) 狂犬病予防業務の状況

(平成30年度)

区分	総 数	江 田 島 市						
登 録 頭 数	899	899						
	(59)	(59)	()	()	()	()	()	()
予 防 注 射 頭 数	632	632						

(注) 登録は、平成7年度から生涯1回実施。下段()内は、新規登録頭数である。

薬事対策

(1) 薬事監視指導状況

(平成30年度)

区 分		施 設 数								立入 検査 件数	監視 指導 率 (%)
		総 数	呉 市	江 田 島 市							
計		103	2	103	-	-	-	-	-	107	103.9
薬 局		10		10						24	240.0
（うち健康サポート薬局）		-		(0)						-	-
薬局製造販売業（薬局製造業）		2		2						6	300.0
医薬品販売業	小 計	8	-	8	-	-	-	-	-	9	112.5
	店 舗 販 売 業	8		8						9	112.5
	卸 売 販 売 業	-		0						-	-
	薬 種 商 販 売 業	-		0						-	-
	特 例 販 売 業										
	小 計	7	-	7	-	-	-	-	-	7	100.0
	一 般	7		7						7	100.0
高度管理医療機器等 の 販 売 業 ・ 貸 与 業		4		4						5	125.0
管理医療機器販売業・貸与業		72		72						54	75.0
再 生 医 療 等 製 品 販 売 業		-	2							2	-

(注) 施設数は、平成31年3月31日現在である。

(2) 毒劇物監視指導状況

(平成30年度)

区 分		施 設 数								立入 検査 件数	監視 指導 率 (%)
		総 数	呉 市	江 田 島 市							
計		19	-	19	-	-	-	-	-	24	126.3
製 造 業		1	0	1						1	100.0
輸 入 業		-	0	0						-	-
販売業	小 計	17	-	17	-	-	-	-	-	23	135.3
	一 般	4	-	4						8	200.0
	農 業 用 品 目	12	-	12						14	116.7
	特 定 品 目	1	-	1						1	100.0
業務上取扱者	小 計	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	電 気 め つ き 事 業	-	-	0						-	-
	金 属 熱 処 理 事 業	-	-	0						-	-
	毒 物 劇 物 運 送 事 業	1	-	1						0	0.0
	し ろ あ り 防 除 事 業	-	-	0						-	-

(注) 施設数は、平成31年3月31日現在である。

(3) 麻薬・覚せい剤立入検査状況

(平成30年)

区 分		施 設 数 等								立入検査件数	監視指導率 (%)
		総数	呉市	江田島市							
計		1,580	1,466	114	-	-	-	-	-	534	33.8
麻 薬	小 計	312	292	20	-	-	-	-	-	174	55.8
	家庭麻薬製造業者	-	0	0						-	-
	卸 売 業 者	4	4	0						3	75.0
	小 売 業 者	144	134	10						101	70.1
	病 院	26	22	4						40	153.8
	一 般 診 療 所	115	109	6						22	19.1
	歯 科 診 療 所	1	1	0						0	0.0
	飼育動物診療施設	17	17	0						5	29.4
	研 究 者	5	5	0						3	60.0
	大 麻 研 究 者	1	1	0						0	0.0
向 精 神 薬	小 計	641	594	47	-	-	-	-	-	180	28.1
	卸 売 業 者	-	0	0						-	-
	免許みなし卸売販売業者	23	23	0						3	13.0
	免許みなし薬局	155	144	11						103	66.5
	小 売 業 者	-	0	0						-	-
	病 院	30	26	4						41	136.7
	一 般 診 療 所	255	236	19						26	10.2
	歯 科 診 療 所	156	145	11						2	1.3
	飼育動物診療施設	21	19	2						5	23.8
	試 験 研 究 施 設	1	1	0						0	0.0
覚 せ い 剤	小 計	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	施 用 機 関	1	1	0						0	0.0
	研 究 者	2	2	0						0	0.0
覚 せ い 剤 原 料	小 計	623	576	47	-	-	-	-	-	180	28.9
	取 扱 者	5	5	0						3	60.0
	薬 局	155	144	11						103	66.5
	病 院 ・ 診 療 所	441	407	34						69	15.6
	飼育動物診療施設	21	19	2						5	23.8
	研 究 者	1	1	0						0	0.0

(注1) 施設数は、平成30年12月31日現在である。

(注2) 研究者にあっては、人員数である。

(注3) 「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。

「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

このような地球的規模での薬物乱用問題は、世界の国々が一丸となって取り組むべきことであり、かつ、国民一人一人の認識を高める必要があることから、本運動は、「国連薬物乱用根絶宣言」(2009年～2019年)の支援事業の一環として、国連決議による「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を官民一体となって図り、併せて、内外における薬物乱用防止に資することを

(4) 医薬品収去検査状況

(平成30年度)

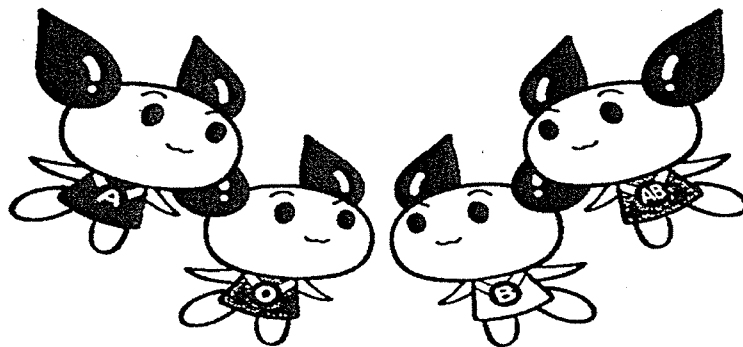
区 分		収去検体件数	不適件数	不適理由
崩壊試験				
定量試験	シメチジン	1	0	

(5) 献血状況

(平成30年度)

区 分		総数	江田島市						
受付者数		977	977						
献血者	計	813	813	-	-	-	-	-	-
	200mL	-	0						
	400mL	813	813						

(注) 献血ルームでの数値は含まない。



献血キャラクター

けんけつちゃん

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況

(平成31年3月31日現在)

区 分		工場・事業者 等数	施 設 数	届出等受理 件数	立入検査 延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行政指導	改善命令	一時停止
ばい煙	計	20	58	3	(54) 8	-	-	-
	法による届出	20	58	3	(54) 8			
	条例による届出	0	0	0				
VOC(揮 発性有機 化合物)	計	-	-	-	(-) -	-	-	-
	法による届出	0	0	0				
一 般 粉 じ ん	計	21	84	-	(127) 33	-	-	-
	法による届出	11	50	0	(82) 13			
	条例による届出	10	34	0	(45) 20			
特 定 粉 じ ん	計	3	-	3	(3) 3	-	-	-
	発生施設届出	0	0	0	(0) 0			
	排出等作業届出	3		3	(3) 3			
水 銀	計	1	1	1	(4) 4	-	-	-
	法による届出	1	1	1	(4) 4			
ダイオキ シン類	法による届出	1	1	0	(4) 4			
水 質 汚 濁	計	125	-	14	26	1	-	-
	法による届出	114		13	26	1	0	0
	条例による届出	11		1	0	0	0	0
	法による許可	2		0	4	0	0	0

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、平成30年度の状況である。

(2) 土壌汚染対策の状況

(平成31年3月31日現在)

区 分		許 可 数 (総数)	新規(変更) 許 可 数	届出(申請) 等受理件数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数	行 政 指 導 件 数
						(許可取消 改善命令等)	
土 壌 汚 染 対 策	計	1	1	3	4	-	-
	汚染土壌処理業	1	1	0	4	0	0
	法による届出			3	0	0	0
	法による申請			0	0		
	条例による報告			0	0		

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、平成30年度の状況である。

(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況

(平成31年3月31日現在)

区 分	登 録 数	新規登録数	立入検査 延 件 数	改善命令等件数	
				行政指導	改善命令
第一種フロン類充填回収業事業者数	17	1	3	0	0

(注) 新規登録数から改善命令等件数は、平成30年度の状況である。

(4) 公害苦情事案の取扱状況

(平成30年度)

区 分	総 件 数	内 訳		事 案 別						
		前年度から の繰越分	本 年 度 発 生 分	ばい煙 (ガスを含む)	粉 じ ん	水質汚濁	騒音振動	廃 棄 物	悪 臭	そ の 他
計	2	-	2	-	1	1	-	-	-	-
	(調査指導 延件数)		(3)		(1)	(2)				
処理済	1		1			1				
翌年度 へ繰越	1		1		1					

(注1) 処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合である。

(注2) 他機関に指導等を移送した件数は含んでいない。

(注3) 水質汚濁には、水質汚染事故を含む。

(5) 水質事故事案の取扱状況

(平成30年度)

区 分	総 件 数	内 訳	
		現場調査	そ の 他
対応件数	12	7	5

(注1) 実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含む。

(注2) その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数である。

(6) 大気汚染測定項目(常設)一覧表 (該当なし)

(平成31年3月31日現在)

市 町	項 目	総 数								
硫 黄 酸 化 物		-								
		(-)								
うち簡易測定法		-								
		(-)								
窒 素 酸 化 物		-								
		(-)								
うち簡易測定法		-								
		(-)								
一 酸 化 炭 素		-								
		(-)								
光化学オキシダント		-								
		(-)								
浮遊粒子状物質		-								
		(-)								
微小粒子状物質		-								
		(-)								
炭 化 水 素		-								
		(-)								
降 下 ば い じ ん		-								
		(-)								
浮 遊 粉 じ ん		-								
		(-)								
風 向 速		-								
		(-)								
温 度 湿 度		-								
		(-)								
日 射 量		-								
		(-)								

(注) 下段()内は、県有施設の再掲。

<光化学オキシダントに係る緊急時措置>

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況 (該当なし)

(平成30年度)

区 分	総件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
情 報	-							
	-							
注 意 報	-							
	-							

(注) 区分の右欄は緊急時発令した地域名である。

緊急時発令基準及び措置

区分	発令基準	措 置
情 報	1時間値が0.10ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少することについて協力を求める。等
注 意 報	1時間値が0.12ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少するよう協力を要請する。等

(7) 環境調査の実施状況

(平成30年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	河 川 (湖沼を含む)		
	海 域		
	海 水 浴 場		
	地 下 水	江田島市内	1
	環 境 ホ ル モ ン 調 査		
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査		
	アスベストモニタリング調査	解体現場(1カ所), 廃棄物処理施設(1カ所)	2
	酸 性 雨		
	そ の 他		
騒 音 調 査			
土 壌 汚 染			
ダイオキシン類	大 気		
	水 質		
	底 質		
	土 壌		

廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況

(平成31年3月31日現在)

区 分		総 数	受 理 件 数 届 出 等	江 田 島 市						
し尿処理施設	施 設 数	-								
	立入検査件数	-								
ごみ処理施設	施 設 数	-								
	立入検査件数	-								
一般廃棄物 最終処分場	施 設 数	-								
	立入検査件数	-								
公共下水道 終末処理場	施 設 数	5	1	5						
	立入検査件数	12		12						
有害使用済機器 保管等事業場	施 設 数	-								
	立入検査件数	-								
浄化槽保守点検業者	施 設 数	3	5	3						
	立入検査件数	2		2						

(注)立入検査件数及び届出等受理件数は、平成30年度の状況である。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況

(平成31年3月31日現在)

区 分		許 可 件 数	優 う 良 ち 認 定	新 規 許 可	更 新 許 可	変 更 許 可	変 更 届	全 う ち 廃 止	失 効	再 交 付	移 管 (管轄内へ)	移 管 (管轄外へ)
A + B	総 数 (a + b)	38	0	0	6	0	13	0	2	0	0	0
	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	29			5		9		2			
	うち積替え保管を含むもの('a)	2					2					
	処分業(b ; b = c + d + e)	9			1		4					
	中間処理業(c)	7			1		4					
	中間処理・最終処分業(d)	1										
	最終処分業(e)	1										
産業廃棄物 A	小計 (a + b)	38	0	0	6	0	13	0	2	0	0	0
	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	29			5		9		2			
	うち積替え保管を含むもの('a)	2			0		2					
	処分業(b ; b = c + d + e)	9			1		4					
	中間処理業(c)	7			1		4					
	中間処理・最終処分業(d)	1										
	最終処分業(e)	1										
特別管理産業廃棄物 B	小計(a + b)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)											
	うち積替え保管を含むもの('a)											
	処分業(b ; b = c + d + e)											
	中間処理業(c)											
	中間処理・最終処分業(d)											
	最終処分業(e)											

(記入要領)

- 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
- 平成30年度末時点の所管業者の許可件数及び平成30年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
- 平成30年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
- 平成30年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
- 平成30年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
- 平成30年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

(平成31年3月31日現在)

区 分	登録・許可業者数	新規登録・許可件数	更新許可件数	変更許可件数	届出受理件数	
					廃止	その他
引 取 業	3			-		
フロン類回収業	1			-		
解 体 業				-		
破 砕 業						
合 計	4	-	-	-	-	-

(注1)登録・許可数は、事業者数である。

(注2)新規登録・許可件数から届出受理件数は、平成30年度の状況である。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等

(平成31年3月31日現在)

区 分			施設数				新規許可 件数		変更許可 件数		譲受け・借 受け許可及 び合併・分 割認可件数		届出等受理件数				定期検査	
			事業者	処分 業者	うち 熱回 収	事業者	処分 業者	事業者	処分 業者	事業者	処分 業者	廃 止		その他		事業者	処分 業者	
												事業者	処分 業者	事業者	処分 業者			事業者
施 設 数 合 計			15	2	13	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	3	-	-
中 間 処 理 施 設 数	小 計		11	2	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	汚泥	脱 水	1		1											1		
		乾 燥	-															
		天日乾燥	-															
		焼 却	-															
	廃油	油水分離	-															
		焼 却	-															
	廃酸・ 廃アルカリ	中 和	-															
	廃プラス チック類	破 碎	-															
		焼 却	-															
	木くず・ がれき類	破 碎	9		9													
	木くず・ その他	焼 却	2	2														
	そ の 他		-															
最終 処分 場	小 計		4	-	4	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	-
	施設 数	安 定 型	2		2	-				1						1		
		管 理 型	2		2	-										1		
P C B廃棄物保管事業所			-	-								-	-	12	-	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届			-	0								0		0				
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者			-	0								0		0				

(注1)施設の種類が重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、平成30年度の状況である。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況

(平成30年度)

事業番号		調査件数等				指導件数					指導内容		
		実施事業所数	調査等延べ件数		分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項	指導事項
			うち中間処理施設	うち埋立処分場								指導事項	指導事項
1	有害物質排出事業所立入検査												
2	公害防止協定事業所立入検査	2	13										
3	産業廃棄物処理業立入検査	9	12	12							1	1	
4	産業廃棄物埋立処分場												
	事業者												
4	立入検査	3	6		6	8							
	処理業者												
5	建設業立入検査	20	20										
6	県外産廃事前協議確認立入検査												
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	9	9										
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	5	5						1		1	4	4
9	焼却施設立入検査	1	1			1							
10	産業廃棄物運搬車輛検査（回数・台数）	1/2	2								1	2	2
11	不法投棄等監視ラウンドパトロール（回数・件数）												
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）	1/3	3										
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）	2/8	8										
14	スカイ・シーパトロールのフォローアップ調査												
15	産業廃棄物に係る事業処理	2	8									1	1
	立入検査												
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入												
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入												
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入												
19	その他事業所立入検査												
20	自動車リサイクル法関係												
	立入検査												
合 計		55	87	12	6	9			1	1		8	8

産業廃棄物苦情による立入検査件数 (記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものに基づき、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 許可(変更許可)申請指導件数には、未所相談件数(申請書提出日も含む。)を計上することとし、変更届に係るものも含むこと。
- 5 産業廃棄物苦情による立入件数は、苦情解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と苦情による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

(6) 産業廃棄物に係る協議等

【県外産業廃棄物に係る事前協議等】

(平成30年度)

種類	協議 件数	承認 件数	搬出元 都道府 県数	搬出 都道府 県名	協議された廃棄物の種類名	県外産業廃棄物 の処分業者名	不承認 件数	不承認とした理由
中間処理								
産廃								
特管								
計					計 種類			
最終処分								
産廃								
特管								
計					計 種類			

(記入要領) 1 平成30年4月1日～平成31年3月31日の間に処理した件数について記入すること。

2 県外産廃の処分業者名については、承認に係る処分業者名を全て記入すること。

3 不承認とした場合は、その理由を記入すること。

【不法投棄等防止連絡協議会の開催状況】

開催年月日	主催者	開催場所	出席機関	参加人数	協議内容
平成30年7月豪雨災害のため中止					

【管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧】

(平成31年4月1日現在)

区 分	名 称	〒	住 所	TEL	団体の種類等
連 携 の た め の 団 体	呉地域保健対策協議会	737-0811	呉市西中央一丁目3-25 西部保健所呉支所	0823-22-5400	地域保健対策協議会
	呉市地域保健対策協議会	737-8501	呉市中央四丁目1-6 呉市福祉保健課	0823-25-3265	
	江田島市地域保健対策協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市保健医療課	0823-43-1639	
	江田島市健康づくり推進協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市保健医療課	0823-43-1639	健康づくり推進協議会
	江田島市献血推進協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市保健医療課	0823-43-1639	献血推進協議会
	呉市民生委員児童委員協議会	737-8501	呉市中央四丁目1-6 呉市福祉保健課	0823-25-3265	民生委員児童委員協議会
	江田島市民生委員児童委員協議会	737-2295	江田島市大柿町大原505 江田島市社会福祉課	0823-43-1638	
	呉市社会福祉協議会	737-0051	呉市中央五丁目12-21 呉市福祉会館	0823-25-3509	社会福祉協議会
	江田島市社会福祉協議会	737-2302	江田島市能美町鹿川2060	0823-40-2501	

区 分	名 称	〒	住 所	TEL	団体の種類等
職 能 団 体	呉市医師会	737-0056	呉市朝日町15-24 呉市医師会館	0823-22-2326	医師会
	安芸地区医師会	736-0043	安芸郡海田町栄町5-13 安芸地区医師会館	082-823-4931	
	佐伯地区医師会	738-0015	廿日市市本町5-1 廿日市商工保健会館	0829-20-0030	
	呉市歯科医師会	737-0041	呉市和庄一丁目2-13 すこやかセンターくれ	0823-25-4441	歯科医師会
	安芸歯科医師会	732-0057	広島市東区二葉の里三丁目2-4 広島県歯科医師会館	082-261-1707	
	呉市薬剤師会	737-0046	呉市中通一丁目4-2	0823-21-4695	薬剤師会
	竹原市薬剤師会	739-2402	東広島市安芸津町三津4425	0846-45-2100	
	広島県医薬品登録販売者協会 呉支部	737-0051	呉市中央五丁目10-1 石田薬品	0823-21-5057	医薬品登録販売者協会
	広島県看護協会 呉支部	737-0141	呉市広大新開二丁目3-3	0823-73-6522	看護協会
	広島県栄養士会 芸予支部		個人宅につき掲載省略		栄養士会
	江田島市地域活動栄養士会		個人宅につき掲載省略		
	広島県歯科衛生士会	732-0057	広島市東区二葉の里三丁目2-4 広島県歯科医師会館	082-264-8864	歯科衛生士会
	広島県獣医師会 安芸支部	732-0029	広島市東区福田二丁目2613-2 いたもと動物病院	082-899-1111	獣医師会
同業組合	江田島市食品衛生協会	737-2301	江田島市能美町中町4859-9	0823-43-1177	食品衛生協会
自 主 組 織	呉市食生活改善連絡協議会	737-0041	呉市和庄一丁目2-13 呉市保健所 健康増進課	0823-25-3540	食生活改善推進協議会
	江田島市食生活改善推進員協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市 保健医療課	0823-43-1639	
	呉市公衆衛生推進協議会	737-8501	呉市中央四丁目1-6 呉市地域協働課	0823-25-3221	公衆衛生推進協議会
	江田島市公衆衛生推進協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市環境課	0823-43-1637	
	江田島市精神障害者家族会	737-2295	江田島市大柿町大原700 自立支援センターあおぞら	0823-40-3501	精神障害者家族会
	アルコール健康相談会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市保健医療課	0823-40-3242	断酒会
	薬物乱用防止指導員呉地区協議会	737-0811	呉市西中央一丁目3-25 広島県西部保健所呉支所	0823-22-5400	薬物乱用防止指導員地区協議会

○◆◆◆○◆◆◆○◆◆◆○◆◆◆○◆◆◆○◆◆◆○◆◆◆○

当事業概要についてのお問合わせ先
広島県西部厚生環境事務所呉支所
広島県西部保健所呉支所
厚生保健課，衛生環境課
住所 〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25
電話 (0823)22-5400(代表)

○◆◆◆○◆◆◆○◆◆◆○◆◆◆○◆◆◆○◆◆◆○◆◆◆○